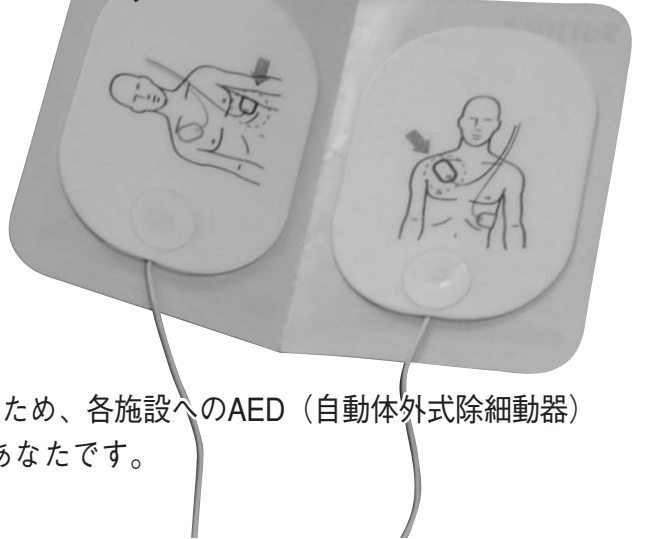


AEDで救う

大切な命



突然目の前で人が倒れたら、あなたはどうしますか。

市では、安心・安全なまちづくりと救急救命体制を強化するため、各施設へのAED（自動体外式除細動器）の設置を進めています。もしもの時、その命を救うのは、あなたです。

☎健康づくり政策課健康企画室 ☎44-3138

AEDとは

AED（自動体外式除細動器）は、事故や病気などによる突然の心停止の際に、心臓に電気ショックを与え、心臓の動きを正常に戻すことを試みる救命医療機器です。

心室細動と除細動

突然の心停止の多くは、心臓の筋肉が小刻みに震え、血液を全身に送り出すことが出来なくなる「心室細動」によって起こります。

この心室細動から心臓を元の状態に戻すためには、電気ショックを与えて細動を取り除く（電気的除細動を行う）ことが唯一の有効な手段とされています。

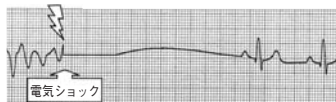
正常なリズムの心電図



心室細動の心電図



電気ショックにより、心臓の動きを正常なリズムに戻します

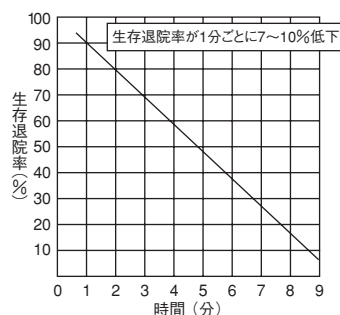


一分一秒でも早く

心停止を起こした心臓を正常な動きに戻すには、一刻も早い除細動が必要です。除細動を開始するまでの時間が一分遅れるごとに、救命率は7〜10%ずつ低下します。

いわれています。

119番通報してから救急車が現場に到着するのにかかる時間は、およそ6分といわれています。心停止の場合、AEDを使い現場で早期に除細動を行うことが救命のきざりとなります。



心室細動の時間経過による救命率

市内60の公共施設に設置

AEDは、従来、医師などの医療従事者しか使用できませんでしたが、平成16年の法改正により、一般の人でもAEDを使用できるようになりました。

これにより現在では、病院や救急車はもちろんのこと、駅や空港などの交通機関やショッピングセンターなど、多くの人が集まる様々な施設に設置が進められています。

市でも、公民館や各小・中学校をはじめとする公共施設60箇所にAEDを設置。もしもの時に使用できる環境を整備しています。

救命措置の流れ（AEDを使った心肺蘇生法の手順）



⑤心肺蘇生法の実施

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせを実行。2分または、5サイクル実施後、変化がないか確認します。



①意識の確認

耳もとで「もしもし」「大丈夫ですか?」と声を掛けながら肩を軽く叩き、反応があるか調べます。



AEDが到着

⑥電極パッドの装着

AEDが到着したら電源を入れ、音声案内に従い電極パッドを傷病者の胸に張り付けます。



②救急車とAEDの手配

「誰か来てください」と大きな声で人を集め、「あなたは119番に連絡してください」「あなたはAEDを持ってきてください」と依頼します。



⑦AEDの指示に従い、除細動を実行

機械が自動的に心電図を解析。除細動が必要と診断されたら、指示に従い除細動ボタンを押します。



③気道確保・呼吸確認

気道を確保し、呼吸があるか調べます。

④人工呼吸

呼吸がなければ2回の人工呼吸を行います。

誰でも簡単に使えます
AEDの使用には特別な資格や技能は必要ありません。電源を入れると音声による案内が始まり、パッドの装着から除細動の実行まで、行うべき操作をすべて指示してくれます。
また、機械が自動で心電図を解析し、除細動が不要場合には電気ショックを与えないようになっているため、医学的な知識がない人でも安心して使用できます。

誰でも簡単に使えます



AED設置場所（市内公共施設）

市役所、袋井保健センター、浅羽保健センター、市民体育館、袋井体育センター、浅羽体育センター、袋井B&G海洋センター、浅羽B&G海洋センター、月見の里学遊館、浅羽会館、サンライフ袋井、勤労青少年ホーム、愛野公園管理棟、各公民館、各公立幼稚園、各小学校、各中学校、袋井南保育所、笠原保育所、袋井図書館、中遠聖苑

救命講習会を受講しましょう

誰でも簡単に使うことが出来るAEDですが、より正確に、そして有効に心肺蘇生を行うためには、救命のための正しい知識や技術を身に付けることが必要です。
市では、AEDの扱い方や心肺蘇生法の方法を学ぶための救命講習会を開催しています。
もしもの時に、大切な命を救うための第一歩を、皆さんも踏み出してみませんか。

普通救命講習会

日 12月20日(土)
時 午前9時～正午
所 袋井保健センター（袋井市高尾754-1）

内容 AEDの使い方や心肺蘇生法の講習

対象 どなたでも

定員 20人（先着順）

受講料 無料

申込方法 12月10日(水)までに電話または、ファクス、Eメールで住所、氏名、生年月日、電話番号をお申し込みください。

☎健康づくり政策課健康企画室

☎44-3138

FAX 44-3117

✉ kenkoudukuri@city.fukuroi.

shizuoka.jp